令和８年度

第６回東かがわ市農業委員会議事録

令和８年９月18日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年９月18日（金）午後１時30分から午後２時06分

２．開催場所　東かがわ市役所３階　大会議室

３．出席委員（14名）

会長	1番　田村　照栄	11番　青木　大明
職務代理	2番　砂川　哲也	12番　安部　哲弘
	3番　三谷　博計	13番　三井　和彦
	4番　山本　一郎	14番　松井　委昭
	7番　松枝　孝幸	15番　田中　卓臣
	8番　榎本　貴之	16番　池田　正志
	10番　黒川　義明	17番　松岡　由美

４．欠席委員（3名）

5番　田中　稔	6番　笹井　慎也
9番　藤本　輝華	

５．議事日程

第１　署名委員の指名について

第２　報告第１号　農地法第18条第６項の規定による解約通知報告について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第５号　農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第６号　青年等就農計画認定に係る意見聴取について
議案第７号　地域計画変更申出に係る意見聴取について

第３　その他
10月の農業委員会について

６．農業委員会事務局
鷲見　吉保　　塩田佐知子　　安部　俊貴　　田中　　亘

７．農林水産課
黒田　寛子

８．会議の概要

事務局長	ご案内の時刻がまいりましたので、ただいまより令和８年度第６回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料は、先日タブレットにお送りした議案書及び議案書資料になります。 続きまして、欠席についてです。欠席届が、本日、田中稔委員、藤本輝華委員から出ております。 それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日、第６回の農業委員会のほうでは、報告案件が１件と議案が７件ございます。皆様方のご審議を得ましてスムーズに本会が閉会できますよう、ご協力のほうどうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。以後、議事につきましては着座にて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、日程第１、本日の署名委員の指名でございますが、10番の黒川義明委員、11番の青木大明委員にお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	（異議なし）
会長	それでは、本日の署名委員は、10番黒川義明委員、11番青木大明委員、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、日程第２、報告第１号　農地法第18条第６項の規定による解約通知報告について、１件ございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。報告第１号　農地法第18条第６項解約通知報告についてご説明いたします。議案書は１ページになります。今月は１件の報告がございます。 申請番号１番、貸し手、[redacted]、[redacted]様、借り手、[redacted]、[redacted]様。申請地は[redacted]の田１筆、合計面積は3,079平方メートルになります。令和４年７月から10年の期間で賃借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約になります。こちらについては、議案第１号申請番号３番でもご説明させていただきます。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	報告第１号につきまして、ただいま事務局の説明が終わりました。双方合意の上での書類提出となっております。ご異議ございませんでしょうか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、４件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第１号　農地法第３条許可申請について

	説明いたします。議案書の２ページをご覧ください。 申請番号１番、所有権移転の案件です。 譲渡人は[redacted]の[redacted]様、譲受人は[redacted]の[redacted]様。申請地は[redacted]の畑、面積291平方メートル。農地取得後の作目は水稲。農機具については、耕運機、草刈り機、管理機、トラックを各１台所有しています。申請農地取得後の経営面積は291平方メートル、農作業歴は３年、通作距離は５キロメートル、農作業常時従事日数は270日となっています。 続きまして、申請番号２番、所有権移転の案件です。 譲渡人は[redacted]の[redacted]様、譲受人は[redacted]の[redacted]様。申請地は[redacted]の田、面積199平方メートル。農地取得後の作目は野菜。農機具については、耕運機、草刈り機、管理機、トラックを各１台所有しています。申請農地取得後の経営面積は199平方メートル、農作業歴は３年、通作距離は２キロメートル、農作業常時従事日数は270日となっています。 続きまして、申請番号３番、所有権移転の案件です。 譲渡人は[redacted]の[redacted]様、譲受人は[redacted]の[redacted]様。申請地は[redacted]の田、面積3,079平方メートル。農地取得後の作目は水稲、野菜。農機具については、トラックを４台、トラクターを３台、コンバイン、耕運機、田植機を各１台所有しています。申請農地取得後の経営面積は70,762平方メートル。農作業歴は25年、通作距離は200メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 続きまして、申請番号４番、所有権移転の案件です。 譲渡人は[redacted]の[redacted]様、譲受人は[redacted]の[redacted]様。申請地は[redacted]ほか７筆の田畑、合計面積6,365平方メートル。農地取得後の作目は、野菜。農機具については、草刈り機を３台、耕運機を２台、軽トラックを１台所有しています。申請農地取得後の経営面積は6,365平方メートル、農作業歴は１年、通作距離は10メートル、農作業常時従事日数は120日となっています。 以上の４件の申請につきまして、譲受人は農地法第３条第２項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第１号、事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。 まず、申請番号１番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いします。
榎本委員	[redacted]さんと[redacted]さん、一応両方から聞いたんですけど、[redacted]さんからしたら姪っ子になってて、見ていただいたとおりで、決めたことなんで問題ないかと思います。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。申請番号１番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。

	ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。異議なしと認めます。 続きまして、申請番号２番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	それでは説明します。先日、[redacted]さんと電話連絡を取って現地を見に行ってますので、畑で野菜を作るということで間違いないということで確認しましたので、以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号２番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号３番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
三井委員	譲渡人の[redacted]さんは、もう農業をやる気がないということで、譲受人の[redacted]さんは今、これ貸借関係になるんですけども、それを譲渡してもらって作っていくということですので、何ら問題ないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号３番にいたしましても問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号４番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
松井委員	失礼します。先日、現場の確認と、ちょっと２人とも遠いので電話で確認させていただきました。[redacted]さんが[redacted]に住まわれているんですけど、実家が[redacted]の[redacted]からちょっとまだ山のほうに入ったところの、もう草刈りとか大変な場所みたいな感じのところの実家なんですが、実家を空き家バンクに出してて、それを買ったのが、この[redacted]の[redacted]さんです。[redacted]さんも、多分そういう田舎の暮らしみたいなのにちょっと憧れてたのか、そこの自宅を買いまして、一緒に付いてくる田も管理をしていって、自分で家庭菜園などそういったことで始めていって、行く行くはこちらのほうで生活したいなというお話でしたので、管理もそのまましていただけると思いますので、問題ないと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号４番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご異議ございませんか。

	（異議なし）
会長	ありがとうございます。議案第１号につきましては、全て異議なしということで、許可相当として処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、今月１件ございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。議案第２号　農地法第４条許可申請について説明いたします。議案書のほうは３ページをご覧ください。 申請番号１番、議案書資料は令和８年度第４回農業委員会令和８年７月21日開催の地域計画変更申出①と同内容のため省略をさせていただいております。 申請者は[redacted]の[redacted]様、申請地は[redacted]、田、265平方メートルでございます。[redacted]から南東へ100メートル、[redacted]からは[redacted]を東に100メートルの第２種農地でございます。変更後の利用目的は物置用地です。現在、申請地南に自宅とカーポートを設け生活しておりますが、手狭になっており、生活小物を保管する物置を建築したいが、現在の宅地用地では建築スペースが取れないため、自宅のすぐ裏の申請地に新たに物置を設けるものでございます。建築物は平屋で、隣接農地に影響のないよう配慮し建築するということと、既存の宅地と同一の高さで盛土をし、東、北、西側にはコンクリートを設置するため、土砂の流出はありません。排水計画については、雨水はため桝を設置し北側水路へ放流、汚水の心配はありません。地元水利組合、隣接農地の関係者、土地改良区等とも調整済みで、何ら問題はないと思われます。 本申請については、農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であることなどから計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第２号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。
事務局	すいません。今日、欠席の田中委員から伝言を預かっております。[redacted]の[redacted]さんの自宅の隣に物置を設置するということで、何の問題もないと思われますのでよろしくお願いしますということでございます。
会長	ありがとうございます。ただいま、補足説明のほう、事務局のほうが承りまして、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。異議なしということで、許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、１件ございます。事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について説明をいたします。議案書のページは４ページでございます。 申請番号１番、議案書資料は令和８年度第４回農業委員会令和８年７月21日開催の地域計画変更申出②と同内容のため省略をさせていただいております。 譲渡人は[redacted]の[redacted]様、譲受人は同じく[redacted]で、[redacted]を営む[redacted]、[redacted]様でございます。申請地は[redacted]、畑で1,021平方メートル。[redacted]から南へすぐの第２種農地であります。譲受人は[redacted]を営んでおり、[redacted]、[redacted]の業務拡張に伴い、[redacted]、[redacted]のための車両置き場100台分を自己所有地と借地で確保しておりましたが、部品取りのための[redacted]の車両置き場が更に必要となったため、この度、会社近くの申請地を新たに60台分の車両置き場に転用し、合計で130台ほどに対応できるようにするものでございます。転用が完了し車両置き場が確保できましたら、現在の借地部分は30台分は解約するという予定になっておるということでございます。雨水排水については地下浸透処理し、汚水の心配はありません。また、申請地北側は三方コンクリート水利があり、東、南側は既存のＬ字側溝があり同一溝のため、土砂の流出はありません。この地域に関しては水利組合がないということから、水利については同意書は添付されておりませんが、土地改良区また隣接農地関係者等とも調整済みで同意が得られております。事業計画、防除計画等も妥当で、問題はないと思います。 本申請については、立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であることなどから、適当であると思われます。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第３号の説明が終わりました。補足説明を頂いた上でご審議を頂きたいと思います。 地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
山本委員	失礼します。２か月前には出てきた案件で、地域計画変更に基づいて地目変更をしまして、２か月経ってないと変更ができないいうことで、行政書士の[redacted]さんから、やっとできましたいうことで、あと林推進委員さんと地元の土地を見てきました。きちんと整備されて、さっき説明があったとおりでございました。本人の[redacted]さんも立ち会って見ていただきまして、特に問題ありません。以上です。
会長	ありがとうございます。ただいま補足説明も頂きまして、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	（異議なし）

会長	ありがとうございます。それでは、異議ない旨を答申しまして、許可相当として進達してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。 続きまして、議案第４号　農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月25件49筆ございます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。議案第４号　農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明させていただきます。議案書は５ページから15ページになります。 それでは、議案書15ページの集計欄をご覧ください。合計を報告させていただきます。 賃借権の転貸１件１筆、使用貸借権の転貸24件48筆、総合計は25件49筆、合計面積は54,855平方メートルになります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第４号につきましても、事務局の説明が終わりました。総合計25件49筆、54,855平方メートルにつきまして、何かご異議等はございませんか。ありませんか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。異議なしということでございますので、適当である旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第５号　農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、更新が２件ございます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。議案第５号　農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。今月は更新２件についての意見聴取です。 １件目は、[redacted]在住の[redacted]様、[redacted]様で、目標営農類型は水稲、ブロッコリー、レタス類、アスパラガス、キウイフルーツの栽培を中心とした複合経営です。今後も水稲やアスパラガスの規模拡大を図り、さらにキウイフルーツの本格的な収穫により所得を増やしながら、今後の主たる従事者１人当たりの年間所得は420万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。 続きまして２件目は、[redacted]在住の[redacted]様で、目標営農類型は、青ネギ、ブロッコリー、アスパラガス、キウイフルーツの栽培を中心とした複合経営です。今後も条件の良い圃場の借入れを行い、アスパラガスやブロッコリーの作付けを増やすとともに、こちらも偶然なんですけれども、キウイフルーツの本格的な収穫により所得を増やしながら、５年後の主たる従事者１人当たりの年間所得は350万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。なお、[redacted]様のご住所は[redacted]ですが、もともとは[redacted]のご出身で、ご実家の農地が[redacted]にあり、そのエリアで営農されているため、本市での認定となります。また、年間所得水準について、市の基本構想では400万

	円が基準となっておりますが、地域の農業を担う認定農業者の少ないエリアにおいては、地域の農地の受皿としての役割を担う担い手としての意義を考慮し、基本構想のおおむね８割程度の基準を適用させていただく場合があり、本件はその基準を適用させていただいております。 　以上２件の計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で計画の作成を行っております。 　よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第５号の説明が終わりました。更新２件でございますので、一括してご審議いただきたいと思います。２件とも、県、市それぞれの方々とのご指導を受けて、本人、その旨での手続を経ての今回の更新となっております。何かご質問、ご異議はございませんか。認めていただけますでしょうか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。それでは、異議のない旨を適当と認めて答申してまいりたいと思います。 　続きまして、議案第６号　青年等就農計画認定に係る意見聴取について、今月新規１件ございます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。議案第６号　青年等就農計画認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。議案書17ページをご覧ください。今月は新たに就農予定で45歳までの新規就農者についての意見聴取１件でございます。 　[redacted]在住の[redacted]様、20歳です。目標営農類型は、ラナンキュラス、ヒマワリの栽培を中心とした花卉です。[redacted]様は、現在、ＪＡのインターンシップ生として認定農業者の[redacted]さんの下で、ラナンキュラスやヒマワリ、露地野菜全般の栽培管理技術や経営管理などを学ばれています。令和９年３月にインターンシップを終了した後、地元[redacted]を拠点に、ご親族や担い手の高齢化で耕作が難しくなった農地等を借り受け、花卉栽培に就農し、生産技術の向上と効率化に努めながら安定した経営を目指します。併せて、防除作業や草刈り作業などの作業受託も行いながら、地域の担い手としての役割を担っていくことを目指します。経営開始予定は、インターンが終了した後の令和９年４月１日で、就農５年後の所得目標は250万円、年間労働時間は2,000時間を目標としております。なお、一般的には新規就農者の認定取得の場合、経営開始予定日と認定取得の日を同日にする事例が多いところ、今回は経営開始前の就農に向けた準備の段階で日本政策金融公庫での早期の融資相談等が必要となったため、経営開始予定日より前の段階で先に認定の取得を計画しているものです。制度として、経営開始の１年前から認定が可能となっております。 　本計画の作成に当たっては、ご本人様と協議を行い、香川県東讃農業改良普及センターの経営、栽培の各担当者に、収支計画を含めた事業計画の整合

	性、作付け計画に無理がないかといった点について指導、助言を頂いており、年間農業所得につきましても、市で定める基本構想の基準に適合しているものでございます。 　以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第６号の事務局の説明が終わりました。 　ご審議いただきます前に、新規でございますので、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
松井委員	失礼します。[redacted]さんは二十歳で若いので、いろいろ心配はあるかと思うんですが、初めは本人とお母さんとで作業のほうをしていく予定だそうです。そのうち、ある程度軌道ができてきたら父親も一緒にやっていこうかなという考えみたいなので、家族でこれから家族経営になっていくと思われますので、さほど経営に関しては作業的にも心配はないかなと思います。小っちゃい頃から知っている子、僕も近所なんで小学校の頃から知ってるんですけど、頭も切れる子で、いろいろ販売とかそういったところも何かちょっといろいろ考えているみたいで、この先、楽しみがありそうな感じの子です。以前から就農するというのを早くから聞いとったんですけど、その頃から農地の相談はいろいろ受けていて、僕もちょっとあちこち動いて聞いていたんですけど、なかなか近くでは農地がなく、[redacted]なんですけど、やっぱり場所がとか、水がないとか、そういったのでなかなかいい場所はないですが、農地は一応お父さんもいろいろあちこちで聞いてるみたいで、取りあえずは何とかなりそうな感じですというので話は聞いてます。今後に期待して見守っていきたいなと思っています。以上です。
会長	ありがとうございます。ただいま地元委員のほうから、近所の若い方でございますが、本当に有望な期待を持っているということで、異議はないという答申をしてまいりますが、ちょっと事務局のほう、どうぞ。
事務局	すいません。今日欠席の藤本委員ですけど、[redacted]のところでインターンシップをしているということで、若いけど一生懸命頑張っていますので、これからもどうか温かい目で見守っていきたいなというふうに思いますので、皆さんよろしくお願いしますということで伝言いただいております。
会長	ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がございましたように、[redacted]のほうで今、お勉強中だということで、委員さんのほうからも前途のある子やというご回答を頂いております。 　ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。異議ない旨を答申してまいりたいと思います。また、松井委員、どうぞよろしく見守ってあげてください。お願いします。 　続きまして、議案第７号　地域計画変更申出に係る意見聴取について、２件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局	失礼いたします。議案第７号　地域計画変更申出についての説明をいたします。議案書のほうは18ページをご覧ください。 申請番号１番、議案書資料は１ページから３ページでございます。 土地の所有者は[redacted]の[redacted]様、転用事業者は[redacted]の[redacted]様でございます。申出地は[redacted]、田で、167平方メートルでございます。転用目的は非農家の自己自宅です。土地の所有者の父親が転用目的で宅地分譲地を購入した農地を相続しましたが、転用する計画がなくそのままになっていました。この度、家族の増員に伴い、新たな住宅が必要となった転用事業者との話がまとまったというものでございます。 続きまして、申請番号２番、議案書資料は４ページから６ページでございます 土地の所有者は[redacted]の[redacted]様、申出地は[redacted]、畑で60平方メートルでございます。転用目的は駐車場です。現況は既に駐車場になっており、昭和51年頃から自家用車の駐車場に使っていた許可を得ていない土地で、この度、是正するものでございます。 以上、２件ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。
会長	議案第７号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。 まず、申請番号１番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	説明いたします。[redacted]さんですけど、私の家の裏の方が[redacted]に嫁に行った人で、兄さんが裏におるので、確認した書類と照らし合わせていったら、何ら問題ないということです。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号１番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号２番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
安部委員	もう１件、先日、[redacted]さんと電話連絡を取って、現場見て、駐車場を確認して、書類と照らし合わせたけど、何ら問題ないということで確認しました。以上です。
会長	申請番号２番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	（異議なし）
会長	ありがとうございます。議案第７号につきましては、異議なしということで認めてまいりたいと思います。

	それでは、第６回の審議案件、全審議、皆様方のご協力を得まして、異議なしと認めさせていただきましたので、ありがとうございました。 続きまして、日程第３、その他、10月の農業委員会について、事務局のほうより説明のほうよろしくお願いします。
事務局	失礼いたします。来月10月の農業委員会の日程についてお知らせをいたします。10月の農業委員会は10月20日の火曜日でございます。１時30分から同じ会場、この市役所の３階大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
会長	10月の農業委員会は10月20日火曜日13時30分から本会場にて開催するというご案内でございますので、また日程のほうよろしくご調整をしていただきたいと思います。 ほかに事務局のほうからございませんか。
	（「なし」の声あり）
会長	じゃあ、委員さんのほうから何かご質問等がございましたら承りたいと思いますが、ございませんでしょうか。
	（「なし」の声あり）
会長	ないようでしたら、本会を閉会させていただいてもよろしいでしょうか。
	（異議なし）
会長	それでは、すいません。職務代理のほうから閉会のごあいさつをお願いします。
会長職務代理者	～会長職務代理者あいさつ～